

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和3年2月24日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信		2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己		8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 謙		10番	松山 達美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	次長	石黒 貴之
統括主査	宮田 隆志	書記	杉渕 詩織
書記	渋田 訓史		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

9番	伊藤 謙	1番	今井 高信
----	------	----	-------

議長

それでは議案一覧表に基づき、第5号議案から第9号議案を上程します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書1ページをご覧ください。第5号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

申請者は現在、██████████に夫と2人で暮らしています。現在の住居は██████████の所有です。この度、寺の代表の役職を娘婿に譲り、寺と一緒にになっている住居も併せて譲ることになったため、新たな住宅が必要となりました。申請地は現在住んでいる住宅の近くで付近に住宅も建っており、電気や水道も引かれ、日常生活を営みやすい為、本申請となりました。現況は雑種地となっています。過去農地法の手続きがされていなかつたため、始末書が添付されています。以前、██████████の参拝者用の臨時駐車場として使用しておりましたが現在は使用していません。

資金調達について、不足分を夫より贈与を受ける計画です。

汚水の排水は合併浄化槽を経由し、雨水とともに南側道路側溝へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑦番、オー(ア)-b、エー(ア)-b-(a)の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地で第2種に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

議案書3ページをご覧ください。第6号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

譲受人は土木建築に関する工事、給水配管工事を主たる業務と

する法人です。この度、市道塔野地93号線道路整備事業に伴い廃材の一時置場及び社用車の駐車場として使用している土地の一部が買収される事になりました。残地は不整形地となり今までの様に利用できなくなるため、申請地を譲り受けたく土地所有者と交渉の結果、合意が得られ本申請となりました。現場事務所は資材置場の対側地にあります。従業員は現場事務所の進入路に縦列駐車し、打合せ後、各現場に出向します。狭い進入路に駐車するため、社用トラックとの入れ替えも多々あります。今回の申請でこれらの問題が解決でき効率よく仕事ができるものと考えます。

汚水の排水はありません。雨水は敷地内で処理をします。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑫番、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、第3種に該当します。許可基準は表面右側⑬番、許可をすることができるに該当します。

【議案説明】

譲受人は各種金属の研磨、機械部品の製品加工を主たる業務とする法人です。申請地はすでに荷下ろし場及び製品の一部陳列場として利用しており、今回は是正案件となります。工場は申請地の西隣にありますが、敷地に余裕がなく、機械の増加により工場内の各スペースが過密し製品、資材置場が狭くなり、やむを得ず道路に車両を停めて作業をしていました。その後、譲渡人が敷地を整備したのを機に賃借し、現在に至ります。

汚水の排水はありません。雨水は敷地内で処理をします。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑦番、オー(ア)-b、エー(ア)-b-(a)の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地で第2種に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

議案書の5ページをご覧ください。第7号議案、農業経営基盤

強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。今月の案件は149件です。すべて農地中間管理機構への利用権設定です。1番から36番が犬山地区、37番から61番が城東地区、47番及び62番から99番が羽黒地区、100番から105番が池野地区、106番から149番が楽田地区の案件となります。

続いて議案書の56ページをご覧ください。第8号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出についてです。

こちらは先ほどの第7号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように扱い手に配分するかを示した計画です。

57ページから60ページが[REDACTED]
[REDACTED]、61ページから63ページが[REDACTED]、64ページが[REDACTED]、65ページが[REDACTED]、66ページが[REDACTED]
[REDACTED]、67ページが[REDACTED]、68ページが[REDACTED]、69、70ページが[REDACTED]、71ページが[REDACTED]
[REDACTED]、72ページが[REDACTED]、73ページから78ページが[REDACTED]
[REDACTED]、79ページから84ページが[REDACTED]
[REDACTED]への配分計画案です。

続いて議案書の85ページをご覧ください。第9号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。別紙をご覧ください。

【議案説明】

議長 ただいま事務局から、第5号議案から第9号議案までの説明がありましたが、これについて、質問、意見はありませんか。

小澤委員 3番、小澤です。

第6号議案整理番号1の案件ですが、定款のコピーがつけてあ

りますが、日付欄に、日付が入っていないですが、これはなくともよろしいでしょうか。

もう1点ですが、農用地利用計画変更届の3番の案件ですが、この理事の方は代表権はありますか。それとも他に理事の方が見えたなら教えてください。

それから4番目の案件で社会福祉法人の設立準備委員会の代表ですが、この人は代表ですが理事でしょうか。もしほかに理事があれば、ご説明をお願いいたします。

事務局 小澤委員の質問に回答させていただきます。

最初に、第6号議案整理番号1の定款についてですが、確かに日付が抜けておりますので、申請代理人、並びに申請者の方に日付を入れていただくように話をいたします。

小澤委員 このは、ただ処理上の不備なので、もらった職員の方で確認すれば、事は足りると思います。

事務局 承知いたしました。

[REDACTED]の件ですが、こちら令和2年1月21日付で、今回の申請記載の方が理事に就任をしております。前の理事は、退任をされております。履歴事項全部証明書ですと、申請記載の理事1人となります。

[REDACTED]の件につきまして正確に申しますと、今は準備委員会の段階ですが、設立に向けて準備をしておられまして、申請記載の方が代表の委員として理事になる予定ということでお申しが出ております。今は6人の方が準備委員会の委員としてはなられております。

小澤委員 わかりました。

議長 他にご質問だとかご意見ございませんでしょうか。

どうぞ、事務局から。

事務局

事務局より今回小幡推進委員から、第9号議案整理番号2番、
[REDACTED]の案件につきまして、事業計画に係る質問をいただいておりますので、現時点で事務局から確認したものについて回答いたします。

小幡推進委員から、今回の農業振興地域整備計画変更についての整理番号2番について、意見をいただいております。

まず1番ですが、出入口道路は城東中学校、自転車、通学の通学路であるため安全確保はどうかというご意見をいただいております。こちらにつきましては、犬山市の学校教育課から、事業者には学校へ説明に行くように、意見が出ております。今後、城東中学校へ説明に行っていただきまして、中学校への通学路の安全確保、安全対策に関する協議をしていただくことになります。

次の2番と3番と5番について、道路に関するご質問をいたしております。

今回小幡推進委員が心配されるように、大型の10トントラックが出入りするようになる計画で事務局としても大変危惧しております。事業者には土木、道路の管理者である土木管理課と協議していただきまして、必要な工事等の措置をとっていただくことになります。なお、万が一事業者の大型トラックが原因で道路等の破損が生じたことが明らかな場合については、事業者に、現況を復旧する責任が生じます。

続きまして4番についてです。農繁期の周辺、農作業者への配慮はよいかということですが、産業課から、事業者に対し、周辺農業者に支障がないよう指導をしていきます。

具体的には暗渠になる水路が詰まった場合の支障物の除去など、農作業車の通行、優先していただくようなお願いとなります。

最後の6番、塔野地北3丁目5の南側になります。小幡推進委員は北側と書いておりましたが、今日確認したところ南側となります。

南側の耕作者への排水はどうなるのかという意見です。今回の事業計画地内に暗渠の排水管埋設が予定されております。暗渠排水が詰まつたり破損した場合の対応について、南側農地の耕作者と事前に調整していただくように、指導することを予定しております。

小幡委員の意見書につきまして、事務局、現時点で確認したことについてご報告させていただきました。

議長 ただいま事務局の方から、農地利用最適化推進委員からのご意見を発表していただきました。

他にご質問ございませんでしょうか。

他に質問、意見もないようでございますので、ここで地区審議をお願いするわけでございますが、今事務局の方から説明がございました推進委員の意見、並びに許可することに反対だという意見も踏まえながら、各地区で慎重審議をお願いしたいと思います。

午後2時45分 地区審議

午後3時00分 開議

議長 ただいまから総会を再開させていただきたいと思います。

第5号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

日比野委員 4番日比野です。現地を確認しましたところ、駐車場に入れないようにしてありましたので、これを許可いたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第5号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定して

よいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして第6号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求める。

1番について城東地区お願いします。

吉原委員 5番吉原です。本件は可とします。

議長 2番について羽黒地区お願いします。

寺澤委員 7番寺澤です。本件については、推進委員さんの方から反対意見が出ておりました。ただいま委員3名で審議をして、この案件については、この2ヶ月って書いてありますが、会社が合資会社ですので、かなり以前から個人間で約束がされていたと思います。現況畠とあるんですが、雑種地として利用されていたということで、そういうことに対して反対意見も出ておりますが、今後ですね、このような不正転用をしていると、将来的に自分の土地の宅地化ですかそういうことができないので、今回整理をしたいということで始末書も添付されておりますので、私たちは可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第6号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第7号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番から36番につきまして犬山地区お願いします。

今井委員

1番今井です。綺麗に整備されており可といたします。

議長

37番から61番につきまして城東地区お願いします。

小澤委員

3番小澤です。37番から61番について可とすることが相当です。

議長

47番及び62番から99番について羽黒地区お願いします。

吉野委員

8番吉野です。47番及び62番から99番について、地区審議の結果可といたします。

議長

100番から105番について池野地区お願いします。

澤野委員

6番澤野です。100番から105番、池野地区として可といたします。

議長

106番から149番について楽田地区お願いします。

伊藤委員

9番伊藤です。楽田地区は問題ありませんので可とします。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第7号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第8号議案に入りますが、本議案には高木正己委員、寺澤委員が申請者となっている案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により、しばらくの間ご退席をお願いします。

【高木委員、寺澤委員が退席】

議長 それでは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について意見の決定を求めます。

1番から36番について犬山地区お願いします。

今井委員 1番今井です。綺麗に整備されておりましす、可とします。

議長 37番から61番について城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。地区審議の結果、37番から61番について許可相当とします。

議長 47番及び62番から99番について、羽黒地区お願いします。

吉野委員 8番吉野です。47番及び62番から99番について審議の結果可といたします。

議長 100番から105番について池野地区お願いします。

澤野委員 6番澤野です。地区審議の結果、100番から105番について可といたします。

議長 106番から149番について楽田地区お願いします。

伊藤委員 9番伊藤です。問題ないため可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第8号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

高木委員、寺澤委員は席へお戻りください

【高木委員、寺澤委員着席】

議長 続いて第9号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、羽黒地区お願いします。

吉野委員 8番吉野です。審議の結果可といたします。

議長 2番と3番について、城東地区お願いします。

吉原委員 5番吉原です。2番につきまして推進委員から、通学に対する安全対策の問題で意見が付されておりました。

城東地区といたしましては、やはり通学に対する安全対策に何

らかの配慮をしていただくよう要請するということを前提に可としたいと思います。

それから3番につきましては、問題なく可といたします。

議長 そうしますと、要望をつけて可とするということでしょうか。

吉原委員 対策については、農業委員会の範疇ではないという考え方もあるんですね。ですが、それなりに農業委員会からもそういう懸念がありますということを、付記していただいたらいいかなと思います。

議長 事務局にお尋ねします。この案件を可とするときにそういった条件は付けられるものですか。

次長 今ご質問いただいた件ですけど、先ほど推進委員さんからのご意見があつて、どういう形で農業委員会として、農振協議会の方に意見を出すかというようなところだと思います。やはり懸念すべき事項があつたりする場合については、まずしっかりとこういったところは懸念されるから解決して欲しいという、広く意見を出していただく分には、大丈夫だと思います。なので、先ほどおっしゃられた安全面の配慮だとか、推進委員さんの意見の中にもありましたが、周辺農地の水への影響だとか、そういった部分を踏まえて、意見として付して、それを満たしていただければ可とするというような意見で出していくだければいいかと思います。

議長 おっしゃる通り農業委員会として、そこまでの範疇が入るのかどうかということは十分考慮しなくてはいけない問題だと思います。今事務局がおっしゃいましたようなことで処理をしていただくということでお願いをしたいと思います。

それでは、4番について、楽田地区お願ひします。

伊藤委員 9番伊藤です。推進委員さんも特に問題はないと言っておりま
すので可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたの
で、全委員さんにお諮りします。

第9号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定して
よいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告事項についてご説明します。

議案書の86ページをご覧ください。報告第3号、農地法第4
条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について、今月の
報告は2件です。

議案書の88ページをご覧ください。報告第4号、農地法第5
条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について、今月の
報告は9件です。

報告事項については以上です。

議長 報告について、ご質問などありましたらお話ください。

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました議案は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間あ
りがとうございました。